

船橋市不当要求行為等の防止に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市の事務事業に対する不当要求行為等に対し、組織的な取組みを行うことにより、当該不当要求行為等に適切に対処し、もって職員の安全と公務の円滑かつ適正な執行を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「不当要求行為等」とは、社会通念上相当と認められる範囲を逸脱した手段により要求の実現を図ることを目的とした次に掲げる行為をいう。

- (1) 暴力行為、脅迫行為その他これに類する行為
- (2) 正当な理由なく職員に面会を強要する行為
- (3) 乱暴な言動により他人に嫌悪の情を抱かせる行為
- (4) 正当な権利行使を仮装した違法な手段又は社会常識を逸脱した手段により金銭又は権利を不当に要求する行為
- (5) 正当な手続きによることなく、作為又は不作為を求める行為
- (6) 市の事務事業の執行及び庁舎の秩序の維持に支障を生じさせる行為

(不当要求行為等防止対策委員会の設置)

第3条 不当要求行為等の防止及び対策を統括するため、船橋市不当要求行為等防止対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の所掌事務)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 不当要求行為等に関する情報交換及び連絡調整
- (2) 不当要求行為等に関する対応体制、対応方針及び事後措置の協議検討
- (3) その他第1条に掲げる目的を達成するために必要な事項

(委員会の組織)

第5条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長には総務部を担任する副市長を、副委員長には他の副市長をもって充てる。

3 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が不在のとき、又は委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

5 委員は、総務部長、総務法制課長、人事課長、消防局総務課長、教育委員会管理部長、管理部教育総務課長の職にある者をもって充てる。

(委員会の開催)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の職員を会議に出席させ、又は関係者に出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

3 委員会は、必要があると認めるときは、関係行政機関に対し会議への出席を求めることができる。

(不当要求行為等発生時の措置)

第7条 職員は、不当要求行為等を受け、又は不当要求行為等に関する情報を知ったときは、直ちに所属長に報告しなければならない。

2 所属長は、所管する業務に関して不当要求行為等が発生し、又はそのおそれがあると認めたときは、直ちに警告、退去命令、排除、警察への通報等の必要な措置を講じ、不当要求行為等発生報告書（別記様式）により委員長に報告しなければならない。

(不当要求行為等への対応)

第8条 不当要求行為等への対応は、原則として各部の単位で、かつ、組織的に行わなければならない。

2 職員が不当要求行為等に対応するときは、複数名でこれを行わなければならない。

3 職員は、不当要求行為等に対応するときは、毅然とした態度で冷静に対応し、その内容を記録するものとする。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、総務部総務法制課とする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年12月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

